

あま市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<u>（普通徴収に係る国民健康保険税の納期等）</u> 第１２条 <u>普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</u> 第１期 <u>７月１日から同月３１日まで</u> 第２期 <u>８月１日から同月３１日まで</u> 第３期 <u>９月１日から同月３０日まで</u> 第４期 <u>１０月１日から同月３１日まで</u> 第５期 <u>１１月１日から同月３０日まで</u> 第６期 <u>１２月１日から同月２５日まで</u> 第７期 <u>翌年１月１日から同月３１日まで</u> 第８期 <u>翌年２月１日から同月末日まで</u> ２ 略 <u>３ 国民健康保険税の納期ごとの分割金額に１００円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u> <u>４ 市長は特別の事情があるときは、第１項及び第２項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。</u> 第２１条及び第２２条 削除	<u>（納期）</u> 第１２条 <u>普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</u> 第１期 <u>４月１日から同月３０日まで</u> 第２期 <u>６月１日から同月３０日まで</u> 第３期 <u>７月１日から８月３１日まで</u> 第４期 <u>１０月１日から同月３１日まで</u> 第５期 <u>１２月１日から同月２５日まで</u> 第６期 <u>翌年２月１日から同月末日まで</u> ２ 略 <u>３ 市長は特別の事情があるときは、前２項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。</u> <u>（徴収の特例）</u> 第２１条 <u>国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないために当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に</u>

において到来する納期において普通徴収の方法によって徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。

2 前項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税に満たないこととなるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第17条又は法第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

（徴収の特例に係る税額の修正の申出等）

第22条 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第25条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。